

## 豊川市看護師等修学資金貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者で、将来、市内の医療施設において、看護師等として業務（以下「看護業務」という。）に従事をしようとする意思を有するものに対し、豊川市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸与し、これらの者の修学を容易にすることにより、もって市内の医療施設における看護師等の確保に資することを目的とする。

### (貸与の対象)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる養成施設に在学している者（5年一貫看護師養成課程の高等学校に在学している者については、専攻科に在籍する者に限る。）であって、その卒業後、市内の医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所であって、かつ、市内に所在地を有するものをいう。以下同じ。）において看護業務に従事（短時間労働者その他の市長が定める者としての従事を除く。以下同じ。）をしようとする意思を有するものとする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第21条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）
- (2) 法第21条第2号の規定により文部科学大臣が指定した学校
- (3) 法第21条第3号の規定により厚生労働大臣が指定した看護師養成所
- (4) 法第22条第1号の規定により文部科学大臣が指定した学校
- (5) 法第22条第2号の規定により都道府県知事が指定した准看護師養成所

### (貸与の額及び方法)

第3条 修学資金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 第2条第1号、第2号又は第3号に規定する養成施設に在学している

者 1月につき4万円

(2) 第2条第4号又は第5号に規定する養成施設に在学している者 1月につき1万5,000円

2 修学資金は、貸与の契約に定められた月から養成施設の正規の修学期間を修了する日の属する月までの間、毎月貸与するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

(貸与の申請)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、当該年度の5月末日までに豊川市看護師等修学資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 身上調書(様式第2号)

(2) 健康診断書(申請の日前2月以内に作成したもの)

(3) 保証人となるべき者の実印が押印された保証書(様式第3号)

(4) 保証人の印鑑証明書及び直近の収入状況がわかる書類

(5) 戸籍謄本(未成年者に限る。)

(6) 申請者の住民票(世帯主、続柄、本籍及び筆頭者の記載があるもの)の写し(市外申請者に限る。)

(7) 在学証明書

2 修学資金の貸与を受けた者が、当該資金の返還の債務を有するときは、当該資金を返還した後でなければ、新たに修学資金の貸与は受けられないものとする。

(保証人)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者は、相当の所得及び資産を有し、かつ、独立の生計を営む成年者の中から保証人2人を立てなければならない。ただし、修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人のうち、1人は、法定代理人とする。

2 保証人のうち、少なくとも1人は、豊川市内在住者から立てるものとし、やむを得ず豊川市内在住の保証人を立てられない場合は、少なくとも1人は、豊橋市、蒲郡市、新城市又は田原市のいずれかの市内在住の者を保証人とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

3 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

4 市長において保証人が不相当と認めるときは、当該保証人の変更を命ずることができる。

(選考)

第6条 修学資金を貸与する者の選考は、第4条の規定により提出された書類の審査及び面接によって行い、貸与の可否及びその額を決定する。

(貸与契約の締結)

第7条 修学資金の貸与の決定を受けた者は、速やかに誓約書(様式第4号)を市長に提出し、市と豊川市看護師等修学資金貸与契約書(様式第5号)により修学資金を貸与する旨の契約を締結しなければならない。

2 修学資金には、利息を付さない。

(貸与契約の解除及び貸与の停止)

第8条 市長は、前条の規定による契約の相手方(以下「修学生」という。)が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その契約を解除するものとする。

(1) 退学したとき。

(2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。

(3) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(4) 死亡したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると市長が認めるとき。

2 市長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

3 市長は、修学生が留年したときは、留年の期間、修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修

学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が進級した日の属する月以後の分として貸与されたものとみなす。

(借用証書)

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちに借用証書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項の規定により契約を解除されたとき(同項第4号に該当する場合を除く)。

(2) 養成施設を卒業したとき。

(返還の債務の当然免除)

第10条 市長は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除する。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1月以内(他の養成施設への進学、病気、負傷等市長がやむを得ないと認める理由により市内の医療施設において看護業務に従事することができないときは、当該理由がなくなった日から起算して1月以内。第12条第1項第2号、第15条第1号及び第16条第1項第4号において同じ。)に、市内の医療施設において看護業務に従事し、かつ、引き続き市内の医療施設に在職した場合において、その引き続き業務従事期間のうち看護師等として従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間(第8条第2項の規定により貸与されなかった修学資金に係る期間を除く。)に相当する期間に達したとき。

(2) 前号に規定する業務従事期間中(次項の規定により業務従事期間とみなされる期間を含む。)に業務上の理由により死亡し、又は業務上の理由に起因する心身の故障のため退職したとき。

2 前項第1号の場合において看護師等として従事した後退職し、直ちに(他の養成施設への進学、病気、負傷等市長がやむを得ないと認める理由により退職した場合については、その理由がなくなった後直ちに)市内の医療施設において看護業務に従事することとなった者は、引き続き市内の医療施設に在職したものとみなす。

(就業延期の申請)

第11条 他の養成施設への進学、病気、負傷等の理由により、修学資金の貸

与を受けて養成施設を卒業した日から起算して1月以内に市内の医療施設において看護業務に従事することができない者で、将来、前条第1項第1号の規定により返還の債務の当然免除を受けようとするものは、就業延期申請書（様式第7号）に、当該期間内に就業することができない旨を証するに足りる書面を添えて市長に提出しなければならない。

（返還）

第12条 修学資金は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、その理由の生じた日から起算して修学資金の貸与の期間に相当する期間（第16条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）で、年賦の均等払いで返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(1) 第8条第1項の規定により修学資金を貸与する旨の契約が解除されたとき。

(2) 修学資金の貸与を受けて養成施設を卒業した日から起算して1月以内（前条の規定に基づき、就業延期申請書を提出した者の市長が承認した期間を除く。）に、市内の医療施設において看護業務に従事しなかったとき。

(3) 市内の医療施設において看護業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間に達しなかったとき（第10条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

(4) 修学資金の返還の債務の免除を受ける前に、市内の医療施設において看護業務に従事しなくなったとき（第10条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

2 年賦の均等払いの方法によって返還する場合の1年の返還額は、貸与を受けた修学資金の額を修学資金の貸与を受けた期間（当該期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げる。）に相当する期間の年数で除して得た額（返還額に1,000円未満の端数を生じた場合は、最初の年分の返還額で調整する。）とし、返還の時期は、毎年12月末日とする。

3 第1項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第14条による申請をした者については、その申請について全部

免除以外の決定の通知を受けた日) から起算して20日以内に豊川市看護師等修学資金返還計画書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(返還の債務の裁量免除)

第13条 市長は、修学資金の貸与を受けた者に特別の理由があると認める場合には、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還債務の免除の申請)

第14条 第10条第1項又は前条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、豊川市看護師等修学資金返還免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(免除することができる返還債務の額)

第15条 第13条の規定により修学資金の返還の債務を免除する場合において、その免除する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 養成施設を卒業した日から起算して1月以内に、市内の医療施設において看護業務に従事し、第10条第1項の規定による修学資金の返還の債務の免除を受ける前に退職したとき 当該看護師等として従事した期間の月数に、1月の貸与額を乗じて得た額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める額

(返還の猶予)

第16条 市長は、第12条の規定により修学資金の返還の債務を履行すべき者が次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間、当該債務の履行を猶予することができる。

(1) 第8条第1項の規定により修学資金を貸与する旨の契約が解除された後も、引き続き養成施設に在学している場合 その在学している期間

(2) 他の養成施設において修学する場合 その修学する期間

(3) 災害、病気その他やむを得ない理由により修学資金を返還することが困難であると認められる場合 その理由が継続する期間

(4) 養成施設を卒業した日から起算して1月以内に、市内の医療施設において看護業務に従事している場合 その従事している期間

2 前項の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、豊川市看護師等修学資金返還猶予申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定する。

（学業成績証明書の提出）

第17条 修学生は、毎年学年が終了する日の属する月の翌月の15日までに、前学年末における学業成績を証する書面を市長に提出しなければならない。

（現況届の提出）

第18条 修学資金の貸与を受けた者は、毎年10月1日から10月15日までの間に、前年の10月1日（前年の10月1日以後に就労した場合は、就労を開始した日）から当該年度の9月30日までの就労の状況等を記載した現況届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（異動等の届出）

第19条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 修学生又は保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (4) 休学し、又は留年若しくは停学の処分を受けたとき。
- (5) 復学したとき。
- (6) 保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の決定その他保証人として適当でない理由が保証人に生じたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 修学資金の貸与を受けた者又は保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 養成施設を卒業したとき、又は看護師等の免許を取得したとき。
- (3) 市内の医療施設において看護業務に従事したとき。

- (4) 看護業務に従事する市内の医療施設を変更したとき。
- (5) 市内の医療施設において看護業務に従事しなくなったとき。
- (6) 前項第6号に掲げる事項に該当するとき。

- 3 第1項第1号及び同項第6号並びに前項第1号の届出は、保証人等 住所  
変  
氏名  
更届（様式第12号）により行うものとする。
- 4 第1項第4号に係る修学資金の貸与期間の変更申請は、豊川市看護師等修学資金貸与変更申請書（様式第17号）により行うものとする。
- 5 第2項第3号の届出は、業務従事開始届（様式第13号）により行うものとする。
- 6 第2項第4号の届出は、医療施設変更届（様式第14号）により行うものとする。
- 7 第2項第5号の届出は、業務廃止届（様式第15号）により行うものとする。
- 8 第1項第6号並びに第2項第6号に係る連帯保証人の変更申請は、連帯保証人変更申請書（様式第16号）により行うものとする。
- 9 修学生又は修学資金の貸与を受けた者が、死亡し、又は失踪したときは、親族又は保証人は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。
- 10 前項の規定による死亡の届出をしようとする親族又は保証人は、死亡者の戸籍抄本を市長に提出しなければならない。

（期間の計算）

第20条 第10条第1項に規定する看護師等として従事した期間を計算する場合においては、市内の医療施設において看護師等となった日の属する月から、看護師等でなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。

（延滞利息）

第21条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき額（1,000円



未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。ただし、延滞利息に100円未満の端数があるとき、又は延滞利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(委任)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成21年2月23日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(延滞利息の割合の特例)

2 当分の間、第21条に規定する延滞利息の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則 (平成21年5月1日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊川市看護師等修学資金貸与要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊川市看護師等修学資金貸与要綱第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川市看護師等修学資金貸与要綱の規定に基づいて作成されている様式は、改正後の豊川市看護師等修学資金貸与要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和6年3月21日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月21日から施行する。